

公 示

中央合同庁舎第5号館において、行政財産の使用許可を受けて有償により医薬品等販売店を運営する事業者について、以下のとおり公募を行う。

令和6年12月 11日

厚生労働省大臣官房会計課長 尾崎 守正

1. 公募に付する事項

(1) 中央合同庁舎第5号館内の医薬品等販売店の運営

(2) 募集事業者数

1者

(3) 運営店舗所在地

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 地下1階

(4) 設置方法及び条件

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

設置条件等の詳細については厚生労働省HPに掲載している「中央合同庁舎第5号館内医薬品等販売店運営事業者の公募に関する募集要領」を参照すること。

(5) 運営開始時期

令和7年4月1日（予定）

(6) 公募参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。
- ④ 国税及び地方税を完納していること。
- ⑤ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- ⑥ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員及び⑥から⑨までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑪ 次の要件を満たす者であること。

(a) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近2年間(才及び力については2保険年度)の保険料の滞納がない者であること。

ア. 厚生年金保険 イ. 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
ウ. 船員保険 エ. 国民年金 オ. 労働者災害補償保険
カ. 雇用保険

※ 各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(b) この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

2. 募集要領を交付する日時及び場所

- (1) 日 時：令和6年12月11日（水）～令和7年1月15日（水）
- (2) 場 所：厚生労働省ホームページ（調達情報）への掲載

3. 公募に係る説明会

- (1) 日 時：令和6年12月23日（月） 午前11時から
- (2) 場 所：中央合同庁舎第5号館 地下1階（公園側）入札室
- (3) 内 容：施設の概要、設置条件及び企画提案書作成上の留意点等についての説明と現場見学を行う。説明会に参加を希望する場合は、説明会の前日までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先（電話番号）を、下記7.の問い合わせ先まで登録すること。

4. 公募日程

公募参加資格等関係確認書類提出期限：令和7年1月15日（水）正午必着
応募申請書及び企画提案書 提出期限：令和7年1月15日（水）正午必着
運 営 事 業 者 決 定 : 令和7年1月下旬（予定）

- ### 5. 公募参加資格等関係確認書類、応募申請書及び企画提案書の提出先及び方法
- 下記7.に持参又は郵送（郵送の場合は受付期限内必着）にて提出すること。

※ 提出を受けた公募参加資格等関係確認書類等は、採否に関わらず、審査終了後も返却しないので留意すること。

6. 運営事業者の選定方法

提案された応募申請書及び企画提案書の審査を実施した上で、書類審査の全評価者の評価点を合計し、最も高い者を運営事業者として選定する。
なお、評価者に1つでも「提案なし・不適」と評価された項目がある者は失格とする。

また、上記の総得点が同点の場合、次の基準で運営事業者を選定する。

- ① 「優れている」の数が多い者を運営事業者として選定する。
- ② 「優れている」の数と同数の場合は、「やや優れている」の数が多い者を運営事業者として選定とする。
- ③ 「やや優れている」の数も同数の場合は、「普通」の数が多い者を運営事業者として選定する。
- ④ 「普通」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。

7. 提出先、問い合わせ先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
12階（公園側）18号室

厚生労働省大臣官房会計課厚生管理室総務班総務厚生係

電話：03-5253-1111（内線：7229）

E-mail：fukuri-soumu@mhlw.go.jp